

2021 年度「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」事業
コーディネーター〈士業系（法務・労務・税務・会計）分野のみ〉業務委託先
公募公告

2021 年 4 月 14 日

公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「日本台湾交流協会」とする）は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」とする）と連携して、海外展開を図る我が国の中小企業や現地で課題を抱える日系中小企業を対象とした支援の実施、ならびに支援サービスの充実を目的に、現地協力機関等（※）と連携し、中小企業向けの支援を行う枠組み「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を構築・運営しています。

※協力機関例：

現地日本商工会議所・商工会、日系金融機関、コンサルティング会社、法律事務所、会計事務所、
現地非日系商工会議所等

今般、台湾へ進出を検討中ならびに進出済である我が国の中小企業への支援を一層強化するため、下記業務を委託するコーディネーターを募集します。

応募者は、下記の要領等に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 業務内容

台湾へ進出を検討中ならびに進出済である我が国の中小企業に対し、以下の業務を行う。なお、業務委託地域は台湾、以下「当地」とする。）、業務で使用する言語は「日本語」（加えて、現地公用語が使用できればなお可）とする。

<主な相談内容>

- ・台湾への進出に係る法務、税務、会計等についての相談。
- ・台湾での事業運営に係る法務、税務、会計等についての相談。
- ・現地でのビジネス展開に係る法務、税務、会計についてのリスク情報の提供等。

企業への個別支援業務

(1) E-mail（小レポート）、ブリーフィングによる相談回答

- ・ 個別の問合せに対し、E-mail 形式の小レポートまたは面談にて回答する。E-mail 形式の小レポートの場合申込 1 件につき A4 用紙 2~3 枚程度、ブリーフィングの場合は申込 1 件につき 1 時間とする。ブリーフィングは原則日本台湾交流協会台北事務所で行うが、オンラインで実施する場合はコーディネーターの所在地にて行うことも可能とする。

(2) 現地における協力機関・外部専門家等の紹介、取次ぎ

- ・ 現地進出日系中小企業や現地を訪問する日本の中小企業関係者に対して、現地の協力機関・外部専門家等の紹介を行う。紹介に当たっては、紹介先の基本情報を収集し提供する（紹介先の基本情報、担当者名、連絡先等の確認までを行う）。

その他業務

(3) 調査レポート作成（企業への個別支援業務除く）

- ・ 日本台湾交流協会の指示に基づき、中小企業の海外展開支援に必要な基礎情報や、現地でのビジネス事情等に関する調査レポートを作成し、日本台湾交流協会、ジェトロ等の媒体を通じて発信する。

(4) セミナー等での講演

- ・ 日本台湾交流協会、ジェトロが主催または共催等を行うセミナー等において、依頼地にて情報提供及び相談対応を行う。なお、講演のための資料作成時間は 1～2 時間程度までとする。

(5) 協力機関等との連携強化、中小企業の海外展開支援策にかかるアドバイス

- ・ 日本台湾交流協会、ジェトロ、その他現地協力機関等の中小企業向け海外展開支援策にかかるアドバイスを面談(1 時間程度)または意見書を提出する方法にて実施する。
- ・ コーディネーター会議、協力機関等との連絡会や現地政府との意見交換会等に参加し、中小企業の相談傾向や課題等について情報共有を行う。
- ・ 現地協力機関等が中小企業を対象に実施するセミナー等への協力を行う。協力の内容や範囲については、実施主体、日本台湾交流協会、ジェトロ、コーディネーターの 4 者による協議のうえ決定する。

付随業務等について

(ア) 月次報告書の作成

- ・ 日本台湾交流協会から委託を受けた全ての業務について、日本台湾交流協会が定める報告書様式に従い記入し、毎翌月 5 日(5 日が土日祝日の場合は翌営業日)までに提出する。ただし 2022 年 3 月分は同月末日を締切とする。

(イ) 名称の使用

本業務従事者は契約期間内に限り、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーター（受託者）」の名称を使用することができる。記載方法は、契約書で定めることとする。ただし、本業務遂行上必要がある場合以外は、この名称を使用してはならない。また、名刺を使用した場合は、本業務委託契約終了後、ただちに未使用の名刺を日本台湾交流協会に返還すること。

(ウ) 業務出張の取扱い

- ・ 日本台湾交流協会から必要に応じ業務出張を依頼する場合がある。コーディネーターの判断で現地パートナー候補、協力機関等の訪問を必要がある場合は、事前に日本台湾交流協会の許可を得て行う。交通費、宿泊代、日当は原則日本台湾交流協会が積算した額を支給する。ただし、コーディネーターの私用による迂回、前倒し、延長は原則不可とする。

(エ) その他

- ・ 日本で実施するセミナー等での情報提供、個別相談対応業務等を行った場合は、所得税法により源泉徴収を行う（免税対象国を除く）。

2. 業務委託料

本業務に基づき支払われる業務委託料は別紙の通りとし、出来高払いとする。

ただし、年間153,800（台湾ドル）を超えないものとする。

- (1) 単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。なお、年間予定数量（時間）は想定数であり、確約するものではない。
- (2) 業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託料に含むものとし、日本台湾交流協会は負担しない。
- (3) 当該契約締結先の日本台湾交流協会台北事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託料に含まれるものとする。ただし、日本台湾交流協会が別途指定した場所にて業務を行う場合は、実施にかかる交通費等を日本台湾交流協会の負担とすることができる。
- (4) 月次報告書に基づき、検収のうえ、日本台湾交流協会は確定金額をコーディネーターに支払う。

3. 募集人数

4名（または4社）程度

4. 契約形態

日本台湾交流協会台北事務所とコーディネーター採択者（当地法人または個人）との間で業務委託契約及び秘密保持契約を締結

5. 契約期間

契約締結日 ～ 2022年3月31日

6. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 応募申込書（別添様式）
- ② 応募者の関連業界での実績・経験、所属先概要等を示す資料

(2) 応募書類提出期限

2021年4月28日まで

(3) 提出先（担当部室）

日本台湾交流協会台北事務所 経済部 貿易相談室（担当：相馬、北野）

所在地：台北市松山區慶城街28號

E-mail：masami.kitano-k1@koryu.or.jp

TEL：02-2713-8000（ext. 2720）

7. 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面談（別途日時、場所を連絡します。オンラインで実施する場合があります。）

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えしません。

また、提出書類は返却しません。

8. 応募条件

- ・ 応募に必要な書類、記載事項に不足がないこと。
- ・ 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- ・ 日本語及び現地公用語を使用した業務が可能であること。（※現地状況にあわせて適宜変更可）
- ・ 応募者が当地あるいは業務遂行可能な近隣地に事業拠点を有していること。
- ・ 応募者に所属先がある場合は、所属先が当地に現地法人または支店を有していること。
- ・ 応募者に所属先がある場合は、本事業の委託業務実施について所属先の了解が得られていること。
- ・ 応募者（応募者に所属先がある場合はその所属先を含む）が過去に刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ・ 本事業の遂行にあたり、応募者の健康状態に支障がないこと。
- ・ 本事業及び他の日本台湾交流協会の事業、もしくはジェトロ事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・指導姿勢等に重大な問題、または事務手続、業務報告等において重大な問題を起こしていないこと。

選考にあたっては上記に加え以下等を総合的に勘案し採択者を決定します。

- ・ 本事業の実施目的や趣旨を理解し、本事業の成果向上に意欲的であること。
- ・ 自己の能力発揮ならびに最新情報や知見の収集活用に積極的であること。
- ・ 当地での事業経験、事業展開支援経験が豊富であり、相応の専門知識、知見、人脈を有していること。
- ・ 海外展開に必要なマーケティング知識、商習慣、現地法令等に精通しており、中小企業の個別具体的な課題を発見し、解決のための適切なアドバイスが可能なおこと。
- ・ 本事業の遂行に必要な業務時間が十分に確保でき、中小企業からの要望に迅速に対応できること。また、必要に応じ日本台湾交流協会から依頼された出張が可能なおこと。

- ・ 応募者が有する知見及び本事業遂行により得た経験・ノウハウ等を日本台湾交流協会及びジェトロと積極的に共有するなど、本事業の効率的、効果的な運営に協力的であること。

9. 個人情報の取扱い

本公募に関わる個人情報は適切に管理し、本事業の業務委託先選定、実施、運営のために利用します。

10. 留意事項

- (1) 業務委託先は、指定したセキュリティ研修を受講するなど、セキュリティの保護に努めること。
- (2) 受託者が事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁じます。
- (3) 受託者が本業務で作成する資料の知的所有権ならびに事業成果は日本台湾交流協会およびジェトロに帰属します。

11. 問い合わせ先

日本台湾交流協会台北事務所 経済部 貿易相談室（担当：相馬、北野）

所在地：台北市松山區慶城街 28 號

E-mail：masami.kitano-k1@koryu.or.jp

TEL：02-2713-8000 (ext. 2720)

以上

【添付資料】

- ・ 別紙 コーディネーター業務委託費明細（土業系（法務・労務・税務・会計）分野）